

千葉県総合スポーツ公園第4工区円形野球場他実施設計等業務

特記仕様書

千葉県総合スポーツ公園第4工区円形野球場他実施設計等業務
特記仕様書

第1章 総則

1.1 適用

本業務は、契約書及び本特記仕様書によるほか、「造園設計業務等共通仕様書（案）」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。「共通仕様書」は、第1編、第2編第1章及び第2章第3節を適用するものとする。

1.2 設計（業務）範囲

対象地は、千葉市中央区川崎町地内。

設計範囲は、別紙位置図に示す範囲とする。

1.3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月15日とする。

ただし、以下に示す業務内容等を土木設計業務等請負契約書第39条に規定する部分引渡しの「指定部分」とする。

指定部分：平成29年8月31日まで

第4工区円形野球場及び外周部園路に係る実施設計の一部、第4駐車場等に係る整地設計

1.4 管理技術者

- (1) 受注者は、本業務請負契約書第11条の規定に基づき、本業務の管理技術者を定め機構に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画）または（建設環境）、もしくは総合技術監理部門（建設-都市及び地方計画）または（建設-建設環境））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者あるいはRCCM（（造園部門）または（都市及び地方計画））の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者でなければならない。

1.5 照査技術者

- (1) 受注者は、契約書第12条の規定に基づき、本業務の照査技術者を定め機構に通知するものとする。
- (2) 照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画）または（建設環境）、もしくは総合技術監理部門（建設-都市及び地方計画）または（建設-建設環境））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者あるいはRCCM（（造園部門）または（都市計画及び地方計画））の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者でなければならない。

1.6 打合せ

- (1) 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。記録簿は協議後3日以内に調査職員に提出し内容の確認を行うものとする。

- (2) 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合わせを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合わせ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- (4) 協議を円滑に実施するため、打合せ内容、質疑事項及び資料請求は事前に調査職員へ書面で提出すること。

1.7 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき、下記事項を記載するものとする。
 - ・業務概要
 - ・業務工程
 - ・打合せ計画
 - ・使用する主な図書及び基準
 - ・照査計画
 - ・実施方針
 - ・業務組織計画
 - ・成果品の内容、部数
 - ・連絡体制（緊急時含む）
 - ・その他（特記事項）

1.8 工程管理の実施

- (1) 業務の履行にあたって調査職員より提示されるスケジュールに基づき実施工程表を作成し調査職員の承諾を得ること。
- (2) 実施工程表には、段階毎の目標時期（各工種条件設定時期、検討図、平面、縦横断等の完成時期、管理者協議時期）及び打合せ予定（主要内容、時期）を記載し相互に確認する。
- (3) 管理技術者は実施工程表に基づき工程管理を行い、毎月の進捗状況、課題等の報告を調査職員に行うものとする。業務に支障が生じた場合は調査職員に報告するとともに解決策を講じ全体工程を遵守する。

1.9 再委託

- (1) 契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、下表①に該当する内容をいう。
- (2) 受注者は下表②に該当する内容の業務を再委託する場合、調査職員の指示する書式により承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、機構の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

		内 容
①	再委託不可の内容	設計業務の履行において、総合的な判断を要する主たる業務 [例] ・総合調整マネジメント ・総合的企画、業務遂行管理 ・検討手法、設計条件の決定及び技術的判断 ・打合せ等 ・成果品の照査

②	あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	一部専門分野の業務 [例] ・構造設計、機械設備設計、電気設備設計、積算
③	特に承諾を要しない業務	補助的な業務（軽微なもの） [例] ・コピー、印刷、製本、資料収集といった簡易な業務 ・トレース業務、模型製作、パース作成、写真撮影 ・データ入力（作図、数量計算等）

1.10 照査の実施について

(1) 照査計画の作成

照査の実施にあたっては業務計画書とは別に、本業務の実施工程に基づいた照査計画書を作成し調査職員の承諾を得ること。

(2) 照査の実施

各工種及び協議毎に「造園設計業務照査の手引き(案)の概要及びフローチャート」に基づいて、照査を実施するものとする。また、「照査項目・照査結果一覧表」を参考資料とし、具体的な照査項目・照査内容は、受注者の判断によるものとする。

(3) 照査結果の報告

受注者は、照査結果の内容について、受注者印欄に照査技術者及び管理技術者の押印をした後、段階ごとに調査職員に報告し、照査状況の確認を受けること。

照査報告は原則として照査時に用いた赤チェック(朱書き)の入った報告書、図面、数量計算書等を提示して行うこと。なお、低入札及び重要構造物等の設計業務は、照査結果報告に工事検査・技術指導室の確認検査員が同席する場合がある。

(4) 照査報告書の提出

受注者は、業務完了時に照査結果内容を照査報告書としてとりまとめ、調査職員に提出すること。また提出に際しては、必要に応じて、提示資料欄に記載された資料等を別添資料として添付すること。

第2章 業務内容

2.1 業務目的

- (1) 千葉市総合スポーツ公園第4工区円形野球場及び外周部園路に係る実施設計(約3.6ha)を行う。また、第4駐車場等に係る整地設計(約3.0ha)を行う。

設計図書の作成にあたっては、既往の基本設計及び実施設計等の成果品、工事完成図書等を活用し、上位計画及び各種法令基準との整合を図りつつ、将来管理者の地方公共団体との協議を受け確定する。

- (2) 千葉市総合スポーツ公園第4工区整備工事その4(平成29年度工事)の変更設計として、現場条件に合わせた一部修正設計を行うとともに、工事の仕様変更、数量増減に伴う設計図書(図面、数量計算書等)を作成する。

図面修正枚数20枚、図面追加5枚程度

2.2 業務対象地の概要

千葉市総合スポーツ公園は防災公園として平成14年度から整備を進めている約46haの運動公園で、

平成 28 年度までに約 34ha が段階的に供用されている。

当公園区域は従前工場跡地であり、ほぼ平坦な地形であるが、臨海部に立地することから、高潮対策として現況地盤から約 1.5～2 m 盛土したうえで施設整備を図ることを前提としている。現在、第 4 工区の未整備区域には 10 箇所程度に分けて盛土材が仮置きされており、今後も未整備区域の基盤造成に必要な盛土材が順次搬入される予定である。

第 4 工区の未整備区域については、今後、平成 33 年度の完成に向けて、円形野球場、レクリエーション広場、第 3 多目的広場、第 4 駐車場、スケートパーク等の整備を予定している。

実施設計を行う円形野球場は未整備区域の西側に位置し、主に軟式野球を対象とした野球場であり、平成 29 年度以降に 2 か年計画で整備を予定している。

また、第 4 工区整備工事その 4 の変更設計については、29 年度工事となる円形野球場の基盤整備と第 4 駐車場の造成が対象となる。

2.3 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は共通仕様書 2.1.3 によるほか次のとおりとする。

(1) 関係法令等

- ・都市計画法
- ・土地区画整理法
- ・下水道法
- ・河川法
- ・道路法
- ・道路構造令
- ・その他関係法令（関連する千葉市条例等）

(2) 技術基準等

- ・都市再生機構基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準（平成 28 年度版）
- ・都市再生機構土木・造園材料仕様書（平成 28 年度版）
- ・都市再生機構土木工事標準設計図集（平成 24 年度版）
- ・都市再生機構造園施設標準設計図集（平成 24 年度版）
- ・都市再生機構 CAD による土木工事図面作成要領（案）（都市基盤整備公団 平成 16 年 7 月）
- ・都市再生機構土木設計業務等の電子納品要領（案）（都市基盤整備公団 平成 16 年 7 月）
- ・都市再生機構土木・造園工事積算要領（平成 28 年度版）
- ・都市再生機構土木工事数量算出要領（案）（平成 28 年度版）
- ・都市再生機構工事工種体系ツリー図（平成 28 年 12 月）
 - ※機構ホームページに掲載
- ・都市再生機構土木工事工種体系化細別用語定義集（平成 26 年 10 月）
 - ※機構ホームページに掲載
- ・都市再生機構造園工事工種体系化細別用語定義集（平成 26 年 10 月）
 - ※機構ホームページに掲載
- ・造園設計業務照査の手引き（案）（都市再生機構 平成 23 年 6 月）
- ・発注・設計照査チェックシート（都市再生機構 2010 年 9 月）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会 2007 年版）
- ・土木構造物設計マニュアル（案）（建設省 平成 11 年 11 月）

2.4 貸与する技術資料等

- (1) 千葉県総合スポーツ公園第4工区基本設計修正業務（平成27年度）成果品
- (2) 千葉市総合スポーツ公園第4工区一部実施設計業務その2（平成26年度）成果品
- (3) 千葉県総合スポーツ公園第4工区一部実施設計業務（平成25年度）成果品
- (4) 千葉市総合スポーツ公園第4工区整備工事その3（平成28年度）工事完成図書
- (5) その他、本業務に必要な機構所有の資料

本条の規定において機構が貸与する書類は、共通仕様書1.1.29 守秘義務の対象とする。

2.5 設計内容

(1) 第4工区円形野球場及び外周部園路に係る実施設計

① 実施設計

- ・「千葉県総合スポーツ公園第4工区基本設計修正業務」（平成28年3月）の成果品をもとに、円形野球場及び外周部園路に係る実施設計（約3.6ha）を行い、工事に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、構造計算書、数量計算書、予定工事費等を作成する。
- ・野球場は軟式対応とし、両翼90～100m、センター110～120mの規模を想定し、内野は土系舗装、外野は芝舗装とする。またピッチャーマウンドを設置する。飛球対策として、バックネット、両翼に防球フェンス、外野外周部にネットフェンスを設置する。
- ・野球場の主要施設は機能性と経済性を考慮し、形状や構造、材質等を検討する。特にバックネット、防球フェンスについては、周辺空地や利用者動線を踏まえ、安全性を優先した飛球対策を検討する。
- ・野球場には暗渠排水、側溝等の排水設備を整備するとともに、散水設備（受水槽、スプリンクラー等）を設置する。
- ・野球場にはナイター照明は設置しない。
- ・野球場の外周部及び公園西側境界部には園路を配置し、園路に沿って排水設備、照明設備、放送設備（円形野球場を含める）を設置する。
- ・給排水設備、散水設備及び電気設備は、既施設の容量や能力等を確認し、既施設への影響が懸念される場合は既施設の改修等を検討する。
- ・野球場西側には園路沿いにユニットトイレの設置を行う。
- ・工事は2箇年（平成29・30年度）の分割発注を予定しており、分割発注に対応した工事図書の取りまとめを行う。なお、分割発注の範囲は調査職員の指示による。
- ・以下に示す資材については、調査職員と協議の上、同程度の機能を有する複数の資材と比較検討を行い確定するものとし、その採用根拠を明確にする（主要施設確定根拠表）。

照明灯、柵・フェンス、数量×単価が100万円以上の舗装材等

② 数量計算

- 1) 数量計算に当たっては、原則として工事工種体系ツリー図に基づき工事区分及び工種を設定する。ただし、ツリー図による分類が困難な場合や、ツリー図に基づく分類を行うと図面や数量計算書が煩雑となることが予想される場合は事前に調査職員と協議を行うものとする。
- 2) 平面数量の算出に当たっては、発注単位に対応したものとし、その根拠を根拠図及び数量計算書として作成する。なお、数量の単位、端数処理等については、「土木・造園工事積算要領（都市再生機構）」に基づくこと。

- 3) 各項目ごとに必要な材料、掘削及び埋戻し数量等の単位数量算出を行う。数量の単位、端数処理等については、「土木・造園工事積算要領（都市再生機構）」に基づくこと。
- 4) 単位数量計算書には断面図等を添付し、計算過程が確認できること。また、各項目ごとに、掘削・埋戻し土量の集計を行い、本工事における土工集計表の作成を行うこと。

③ 構造計算

実施設計図に基づき、トイレ、照明灯などの基礎の構造計算を行い取りまとめる。

④ 予定工事費の算出

平面数量及び各材料計算を基に工事費の積上げを行い予定工事費の積算（電算処理）を行う。また、算出した概算工事費は、国庫補助対象・非対象となる内容がわかるよう取りまとめる。なお、工事費の積算（電算処理）における標準作業項目は、以下のとおり。

- ・積算企画書の作成
- ・電算処理データの作成
- ・リストの打ち出し
- ・照査（積算企画書との整合・入力データのチェック）
- ・電算処理

工事費算出にあたり資材価格等の根拠は以下により明確にすること。

1) 刊行物（積算資料、建設物価）より採用する場合

使用材料名等、使用刊行物、記載されている頁、価格等を整理し提出すること（刊行物資材比較表）。

2) 見積もりにより採用する場合

使用材料名等、メーカー名・住所・電話番号・担当者名、価格等（見積比較表）及び見積書を整理し提出すること。なお、見積もりは3者以上とする。

見積もりの依頼は以下による

- a) 見積もり書の宛名は（独）都市再生機構東日本都市再生本部長とし様式は問わない。
- b) 見積もり条件は、機構工事であること。地区名（工事件名）は通知可とする。

⑤ 照査

- ・設計方法や設計手法の妥当性、成果品の内容の適切性について、照査する。

(2) 第4駐車場等に係る整地設計

「千葉市総合スポーツ公園第4工区基本設計修正業務」（平成28年3月）の成果品をもとに、第4駐車場、バックヤード、スケートパークに係る整地設計（約3.0ha）を行い、工事に必要な整地平面図・断面図、土量計算図、数量計算書等を作成する。運土計画については、調査職員の指示による。

(3) 第4工区整備工事その4（平成29年度工事）の変更設計

① 変更設計

変更設計は、実施設計等の成果品、工事変更資料（工事記録等）、行政協議資料等に基づき、工事変更契約に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、数量計算書、構造計算書、設計計算書を作成するものとする。

② 数量計算

- 1) 平面数量の算出に当たっては、その根拠を根拠図及び数量計算書として作成する。なお、数量

の単位、端数処理については、「土木・造園工事積算要領（都市再生機構）」に基づくこと。

2)各項目ごとに必要な材料、掘削及び埋戻し数量等の単位数量算出を行う。数量の単位、端数処理等については、「土木・造園工事積算要領（都市再生機構）」に基づくこと。

3)単位数量計算書には断面図等を添付し、計算過程が確認できること。また、各項目ごとに、掘削・埋戻し土量の集計を行い、本工事における土工集計表の作成を行うこと。

③ 構造計算

変更により新たに構造計算が必要となった項目について、構造計算を行い取りまとめる。

④ 予定工事費の算出

平面数量及び各材料計算を基に工事費の積上げを行い工事費の積算（電算処理）を行う。また、算出した工事費は、国庫補助対象・非対象となる内容がわかるよう取りまとめる。なお、工事費の積算（電算処理）における標準作業項目は、以下のとおり。

- ・積算企画書の作成
- ・電算処理データの作成
- ・リストの打ち出し
- ・照査（積算企画書との整合・入力データのチェック）
- ・電算処理

工事費算出にあたり資材価格等の根拠は以下により明確にすること。

i) 刊行物（積算資料、建設物価）より採用する場合

使用材料名等、使用刊行物、記載されている頁、価格等を整理し提出すること（刊行物価格比較表）

ii) 見積りにより採用する場合

使用材料名等、メーカー名・住所・電話番号・担当者名、価格等（見積り比較表）及び見積書を整理し提出すること。なお、見積りは3者以上とする。

見積りの依頼は以下による。

- a) 見積もり書の宛名は（独）都市再生機構東日本都市再生本部長とし様式は問わない。
- b) 見積り条件は、機構工事であること。地区名（工事名）は通知可とする。

(4) 維持管理計画書の作成

- ・公共団体等の管理実績（2か所以上）を調査し設計対象の公園・緑地に係る、管理費用を含めた維持管理計画を作成する。

(5) コスト縮減検討書の作成

- ・工事コスト及び維持管理コストの縮減に向けた検討・提案を行い、調査職員に確認の上、本設計に組み込むこと。検討・提案にあたり、新工法・新材料の活用等は実績を含めた実現性ある提案とすること。

(6) 設計協議等

① 打合せ等

本業務の履行に伴う打合せ回数は3日（0.5日×6回）を基本とする。

② 管理者協議資料作成

本業務を進めるにあたり、関係機関（千葉市等）との協議が必要なため協議に参加し、必要な

資料を作成すること。協議は1.5日（半日×3回）を予定している。

② 打合せ記録簿の作成

調査職員及び関係公共団体（千葉市等）との打合せ後、速やかに打合せ記録簿を作成し、打合せ資料とともに、調査職員の確認を得る。

2.6 成果品

提出する成果品は、下記のとおりとする。ただし本業務実施中であっても、調査職員と協議のうえ、成果品の部分納品を実施することがある。

また、設計説明書及び設計図の成果品項目は共通仕様書に定めるものとする。

名称	種別	規格・仕様	部数	提出方法等
実施設計	設計説明書（要約版）	A4若しくはA3	3部	カラー、ファイルに入れて提出
	実施設計説明書	A4原図 一式	1部	A4用箱型ファイルに入れて提出
		A4コピー 一式	3部	A4ファイルに入れて提出
	設計図	A3原図 一式	1部	ケースに収納して提出
		A3二つ折り製本	2部	
	構造計算書	A4原図 一式	1部	A4用箱型ファイルに入れて提出
		A4コピー 一式	3部	A4用ファイルに入れて提出
	設計計算書	A4原図 一式	1部	A4用箱型ファイルに入れて提出
		A4コピー 一式	3部	A4用ファイルに入れて提出
	数量計算書	A4原図 一式	1部	A4用箱型ファイルに入れて提出
		A4コピー 一式	3部	A4用ファイルに入れて提出
数量根拠図	A1（A3でも可）	1部	A4に折りファイルに入れて提出	
工事費算定書	A4	1部	A4用ファイルに入れて提出	
実施設計協議図書	主要施設確定根拠表 刊行物資材比較表 見積り比較表 見積り書（写）		1部	一覧表を作成し材料ごとにクリアファイルに入れて提出。積算資料、カタログ等を採用した場合はコピーを添付
	実施設計協議図書	A4ファイル	2部	A4ファイルに入れて提出
	維持管理計画書（公園・緑地）	A4原図 一式	1部	A4用箱型ファイルに入れて提出
		A4コピー 一式	3部	A4用ファイルに入れて提出
整地設計	整地平面図・断面図	A3原図 一式	1部	ケースに収納して提出
		A3二つ折り製本	2部	
	土量計算図	A3原図 一式 A3二つ折り製本	1部 2部	ケースに収納して提出
数量計算、報告書	A4原図 一式	1部	A4用箱型ファイルに入れて提出	
	A4コピー 一式	3部	A4用ファイルに入れて提出	
変更設計	設計図	A3原図 一式	1部	ケースに収納して提出
		A3二つ折り製本	2部	
	構造計算書	A4原図 一式	1部	A4用箱型ファイルに入れて提出
		A4コピー 一式	3部	A4用ファイルに入れて提出
	設計計算書	A4原図 一式	1部	A4用箱型ファイルに入れて提出
		A4コピー 一式	3部	A4用ファイルに入れて提出
	数量計算書	A4原図 一式	1部	A4用箱型ファイルに入れて提出
A4コピー 一式		3部	A4用ファイルに入れて提出	
数量根拠図	A1（A3でも可）	1部	A4に折りファイルに入れて提出	
工事費算定書	A4	1部	A4用ファイルに入れて提出	
刊行物資材比較表 見積り比較表 見積り書（写）			1部	一覧表を作成し材料ごとにクリアファイルに入れて提出。積算資料、カタログ等を採用した場合はコピーを添付

	変更実施設計協議 図書	A 4ファイル	2部	A 4ファイルに入れて提出
その他	コスト縮減検討書	A 4 (A 3でも可)	3部	A 4用ファイルに入れて提出
	業務計画書	A 4 一式	3部	A 4用ファイルに入れて提出
	照査計画書	A 4 一式	3部	A 4用ファイルに入れて提出
	照査報告書	A 4原図 一式	1部	A 4用ファイルに入れて提出
	打合せ記録簿	A 4原図 一式	1部	A 4用ファイルに入れて提出
	その他調査職員と協議して成果品としたもの		一式	

第3章

3.1 業務カルテの作成

受注者は、請負代金100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出するとともに、（財）日本建設情報センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを調査職員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりである。

なお、業務カルテの作成にあたっては、別に定める「テクリス登録要領」を参考とする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

3.2 守秘義務

- (1) 受注者は、契約書第6条第1項の規定により、義務の実施過程で知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。
- (2) 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、契約書第27条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 本業務の遂行においては、一部個人情報を取り扱う場合があるため、本業務の契約においては、請負契約書の締結のほか、「重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項（様式-2）」を締結するものとする。

なお上記特約条項第2条に定める重要な情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

- ① 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- ② 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
- ③ 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- ④ 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

3.3 業務の完了及び誤りの訂正

本業務の完了は成果品を提出し、検査に合格した時点とする。

なお、検査の合格後であっても誤りが発見された場合には、受注者の負担で速やかにこれを訂正する。

3.4 提出書類仕様について

受注者は、仕様書で規定されている提出書類作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

3.5 土木設計業務成績評定について

本業務の請負金額が200万円を超える場合は、業務成績評定対象業務となり、受注者に業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

3.6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により調査職員に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、調査職員と協議を行うこと。

以上

千葉県蘇我スポーツ公園整備計画図



第4工区円形野球場及び外周部園路に係る実施設計 対象範囲(約3.6ha)

第4駐車場等に係る整地設計 対象範囲(約3.0ha)